

浜健介第679号

令和3年1月8日

障害者・高齢者・介護関係施設 施設長・管理者 様

浜松市長 鈴木 康友

国の緊急事態宣言の発出に関する市長メッセージについて（通知）

日ごろ、本市の健康福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年1月7日に、政府が新型コロナウイルスの感染拡大が特に著しい首都圏の1都3県に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出したことに関し、別紙のとおり市民・事業者の皆様へのメッセージを発出しました。

事業者の皆様におかれましては、日ごろから感染予防対策に取り組んでおられますが、本市でも連日、新規感染者が発生しており、感染拡大は、いまだ予断を許さない状況が続いています。

障害者や高齢者を守るために、事業者の皆様には、感染予防対策の取組みの徹底に御協力をお願いします。

記

1 マスク・消毒等の徹底について

サービスの提供にあたり、次のことを徹底してください。

- (1) 職員のマスク着用（利用者・職員に症状が無くても職員は必ずマスクを着用する。）
- (2) こまめな消毒（職員がアルコール消毒液の小型容器を携帯し、利用者・職員の手指消毒や共有物の消毒を行う。ケアする利用者が変わる場合や飛沫が発生した場合等にこまめな消毒を行う。）
- (3) 利用者・職員の健康管理（利用者・職員の体調を確認する。）

2 感染予防・感染拡大防止について

- (1) 国や県等が周知した感染予防等に係る資料や動画を活用し、職員全員が正しい感染予防の知識を習得する。
- (2) 感染発生時の備えのため、事業継続計画（BCP）の作成やゾーニングの試行等を行う。
- (3) 衛生資材の確保（クラスター発生時に備え、マスク、アルコール消毒液、使い捨て手袋、フェイスシールド、使い捨てガウン等を備蓄する。）

3 新型コロナウイルス感染者が発生した場合について

利用者・職員の検査結果が陽性だった場合、市の関係課へ速やかに報告してください。

浜松市担当：障害保健福祉課	指導グループ	電話 053-457-2860
高齢者福祉課	施設福祉グループ	電話 053-457-2886
介護保険課	指導第1・2グループ	電話 053-457-2875・2787

## 市長メッセージ

本日、政府は、新型コロナウイルスの感染拡大が特に著しい首都圏の1都3県に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出いたしました。

首都圏など大都市を中心に、全国で新規感染者数は高い水準で推移するとともに重症者数も増加を続けており、医療従事者の負荷や医療提供体制のひっ迫は、非常に深刻な状況です。

本市におきましても連日、新規感染者が発生しており、高齢者や基礎疾患をお持ちの方が感染し重症化することなども懸念され、感染拡大は、いまだ予断を許さない状況が続いています。

本市における医療提供体制を維持し、医療崩壊を招かないためにも、また、大切なご家族やご友人、お客様達を新型コロナウイルスから守るためにも、お一人おひとりが、マスクの着用、人との距離、手洗いなどの感染予防の取り組みを確実に実践することが非常に重要です。

さらに今回、緊急事態宣言が発出された地域との不要不急の往来はできるだけ慎んでいただくようお願いいたします。

感染が長期化するとどうしても緩みがちになりますので、今一度、感染対策を徹底することが必要です。

市民、事業者の皆さまには、感染予防対策の取り組みの徹底にご協力をお願いします。

## 市民・事業者の皆様へのお願い

- ▶ 緊急事態宣言が発出された地域との不要不急の往来は控えてください。
- ▶ 密閉・密集・密接の「3密」の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用や手洗いなどの感染防止策を基本とする「新しい生活様式」の実践やこまめな換気をお願いします。
- ▶ 店舗や事業所では、換気や消毒、清掃の徹底をお願いするとともに、パーテーションなどによる飛沫感染対策を講じるようお願いいたします。また、各業界団体が作成しているガイドラインに基づき、感染予防対策に取り組んでください。
- ▶ 飲食店の事業者様には、1テーブル4人以下とし、大人数での飲食は避けるとともに「飲食店パーテーション設置支援事業」も活用し、飛沫感染対策の徹底をお願いします。
- ▶ お客様が安心してご来店できるよう感染予防対策を講じている店舗を市が認証する「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」の積極的な取得と認証基準の遵守をお願いします。
- ▶ 店舗、施設等を安心して利用していただくとともに、感染拡大防止のため「はままつLINEコロナ身守りシステム」を運用しています。事業者の皆様には積極的な導入にご協力いただくとともに、一人でも多くの市民の皆様のご利用をお願いします。
- ▶ 感染者やクラスターの発生に対する誹謗中傷は「重大な人権侵害」です。厳に慎んでいただくようお願いいたします。